

川崎市労働災害防止研究集会実施要綱

(目的)

第1条 この集会は、市内の勤労者及び使用者並びに関係行政機関の参加により実施し、心身の健康づくりや職場の環境づくり等を含め、市内の事業所から労働災害をなくすことを目的とする。

(運営会議の設置)

第2条 この集会の運営にあたり労働災害防止研究集会運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議の組織及び運営については、別に定める。

(功労者及び功労団体表彰)

第3条 市長は、労働災害防止活動において功労のあった個人及び団体を表彰することができる。

2 表彰基準については、別に定める。

(啓発標語)

第4条 市長は、労働災害防止活動の普及啓発を図るための標語を募集し、入賞者を表彰することができる。

2 標語の審査は、運営会議での委員からの意見を参考にして行う。

(表彰)

第5条 市長は、被表彰の個人及び団体並びに事業所に対し、表彰状及び記念品等を贈呈し、これを表彰する。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第6条 被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは、これを追彰し、表彰状及び記念品等を遺族に贈呈するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、被表彰者に対して表彰を行うにふさわしくないと認めたときは、表彰を取り消すことができるものとする。

(庶務)

第8条 川崎市労働災害防止研究集会に関する庶務は、経済労働局労働雇用部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済労働局長が定めるものとする。

附則 この要綱は平成9年7月17日に施行する。

附則 この改正要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は平成18年6月5日から施行する。

附則 この改正要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は平成27年4月1日から施行する。